

青森市消防団員等公務災害補償条例（平成十七年条例第二百二十八号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第四条 略</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>一 略</p> <p>二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>一万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>一万五千元</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とする。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員若しくは消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については一人につき<u>四百三十三円</u>を_____、<u>_____</u>、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、それぞれ加算し</p>	<p>第一条～第四条 略</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>一 略</p> <p>二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>九千七百元</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>一万四千五百円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とする。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員若しくは消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については一人につき<u>百円</u>を、<u>第二号</u>に該当する扶養親族については一人につき<u>三百八十三円</u>を、<u>第三号</u>から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、それぞれ加算し</p>

改正後	改正前																																																														
<p>て得た額をもって補償基礎額とする。 (削る)</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>五 略</p> <p>4 略</p> <p>第六条～第三十四条 略</p> <p>別表 (第五条関係)</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>十年未満</th> <th>十年以上二十年未満</th> <th>二十年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>一三、三四</td> <td>一四、一七</td> <td>一五、〇〇</td> </tr> <tr> <td>団長</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>一一、六七</td> <td>一二、五〇</td> <td>一三、三四</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>一〇、〇〇</td> <td>一〇、八四</td> <td>一一、六七</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p>	階級	勤務年数			十年未満	十年以上二十年未満	二十年以上	団長及び副団長	一三、三四	一四、一七	一五、〇〇	団長	〇円	〇円	〇円	分団長及び副分団長	一一、六七	一二、五〇	一三、三四	副分団長	〇円	〇円	〇円	部長、班長及び団員	一〇、〇〇	一〇、八四	一一、六七		〇円	〇円	〇円	<p>て得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>一 <u>配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p>三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p>四 六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</p> <p>六 重度心身障害者</p> <p>4 略</p> <p>第六条～第三十四条 略</p> <p>別表 (第五条関係)</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>十年未満</th> <th>十年以上二十年未満</th> <th>二十年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>一二、九〇</td> <td>一三、七〇</td> <td>一四、五〇</td> </tr> <tr> <td>団長</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>一一、三〇</td> <td>一二、一〇</td> <td>一二、九〇</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>九、七〇〇</td> <td>一〇、五〇</td> <td>一一、三〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> <td style="text-align: center;">〇円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p>	階級	勤務年数			十年未満	十年以上二十年未満	二十年以上	団長及び副団長	一二、九〇	一三、七〇	一四、五〇	団長	〇円	〇円	〇円	分団長及び副分団長	一一、三〇	一二、一〇	一二、九〇	副分団長	〇円	〇円	〇円	部長、班長及び団員	九、七〇〇	一〇、五〇	一一、三〇		円	〇円	〇円
階級		勤務年数																																																													
	十年未満	十年以上二十年未満	二十年以上																																																												
団長及び副団長	一三、三四	一四、一七	一五、〇〇																																																												
団長	〇円	〇円	〇円																																																												
分団長及び副分団長	一一、六七	一二、五〇	一三、三四																																																												
副分団長	〇円	〇円	〇円																																																												
部長、班長及び団員	一〇、〇〇	一〇、八四	一一、六七																																																												
	〇円	〇円	〇円																																																												
階級	勤務年数																																																														
	十年未満	十年以上二十年未満	二十年以上																																																												
団長及び副団長	一二、九〇	一三、七〇	一四、五〇																																																												
団長	〇円	〇円	〇円																																																												
分団長及び副分団長	一一、三〇	一二、一〇	一二、九〇																																																												
副分団長	〇円	〇円	〇円																																																												
部長、班長及び団員	九、七〇〇	一〇、五〇	一一、三〇																																																												
	円	〇円	〇円																																																												